

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、同年〇月、会社C室に配属され、平成〇年〇月には、会社D室に配置換えとなり、技術員として就労した。
- 2 被災者は、同年〇月からE国の現地法人F（以下「F」という。）の塗装工場の生産能力強化を図る「G」プロジェクト（以下「本件プロジェクト」という。）に参加し、平成〇年〇月末頃に着工した「H工事」の進捗管理等のため、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの予定期間で、同年〇度目のE国出張（以下「本件出張」という。）をしたところ、同年〇月〇日午前〇時〇分頃、Fの工場の屋上で縊死しているところを発見された。死亡届には、死亡年月日：「平成〇年〇月〇日」、死亡原因：「呼吸不全、脈搏消失、理由不明の首刷り（ママ）・窒息・絞首等」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の精神障害の発病及び死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者と会社関係者等とのやり取りの経過等を踏まえ、被災者は、平成〇年〇月〇日にICD-10診断ガイドラインにおける「F23 急性一過性精神症性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していた旨の意見を述べており、被災者の症状の経過等に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。
- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会は、その取扱いは妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。
- (4) そこで、「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求人及び再審査請求代理人（両者を併せて以下「請求人ら」という。）は、本件出張中において、被災者は本件プロジェクトの実質的責任者の立場にあり、本件疾病の発病は、E国という海外において当時発生していた電源投入の遅れによる会社の損

害を苦にしているものである等と主張する。

被災者は、出張とはいえ、一定期間、E国に滞在していたこと、勤務場所の変更と転居を伴っていたことから、この出来事を念のため認定基準別表1の具体的出来事「転勤をした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に類推して、以下検討する。

ア 被災者にとってE国への出張は同年〇度目であり、当該出張自体が被災者にとって大きな負荷となっていたことを推認させる関係者の申述等はない。

イ 請求人らは、本件プロジェクトにおいて、被災者が実質的な責任者の立場にあり、設備や事務手続の不備に起因する工程の遅れが、被災者に大きな心理的負荷をもたらした旨を主張する。この点、確かに、いくつかの事故が重なり、本件プロジェクトの進行に遅れが生じていたことは確認し得る。しかしながら、当該遅延の原因となった出来事（I製作の遅れ、事務手続の不備、E国人技術スタッフの死亡等）については、会社関係の申述からみて、回復の見込みがあるか又は他の者が対応するなど、解決の道筋が見えていた状態にあったと判断することが相当であり、少なくとも被災者が責任を取るよう求められる状況にはなかったと考えられる。

ウ 請求人らは、被災者が本件プロジェクトの実質的な責任者の立場にあった旨を主張するが、Fと会社との通信記録を精査するも、その多くは被災者を名宛人とはしておらず、また、その内容についても、被災者の責任に言及するようなものはなく、本件プロジェクトについて、被災者が責任を取るがごとき立場にあったとは認め難い。もともと、若年でありながら、大きなプロジェクトに参画することになったという事情から、被災者自身が重責を担ったと感じていた可能性は否定できず、当該プロジェクトの成否に主観的に大きな責任を感じていた可能性はある。

当審査会としては、被災者の心情には理解できる部分はあるも、上記のとおり、客観的には各出来事は本プロジェクトの成否に係る重大な問題であったとは評価できず、また、そもそも被災者の立場においては責任を取るべき事情も見受けられないものであると思料する。また、被災者が出張していたFは、E国西部に位置しており、被災者の知らないうちに起きたホテルの爆弾騒ぎを除くと、治安等にも問題はなく、E国側と日本側の共通言語として使用されていた言語に不自由を感じていたようである旨の申述はあるもの

の、通訳がついていたことから、その点を大きな心理的負荷として評価することはできない。

これらの事情に鑑みると、当審査会としても、その心理的負荷の強度の総合評価は「弱」とであると判断する。

(5) 以上のとおりであるから、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であって、その全体評価は「強」には至らないものであり、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。